

**障害者総合支援法に基づく事業所・施設等（障害福祉サービス事業所等）**

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設  
（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- 地域活動支援センター
- 小規模作業所

**障害者を多数雇用している企業**

- 障害者雇用促進法の特例子会社
- 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※） 重度障害者多数雇用事業所の要件

- ① 障害者の雇用者数が5人以上
- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

**在宅就業障害者等**

- 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者  
（在宅就業障害者）
- 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）